

## 甲府市職員措置請求に係る監査結果

### 第1 監査の請求

#### 1 請求者

代表者 甲府市（省略）

（省略）

甲府市北口3丁目7番13号

山田 厚

#### 2 請求書の提出及び收受

令和4年9月28日に提出され、同日付けで收受した。

#### 3 請求の内容

請求人が提出した甲府市職員措置請求書による主張事実の要旨及び措置要求は、次のとおりである。

##### (1) 主張事実（要旨）

ア 有価物回収事業補助金については、甲府市有価物回収事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4第1項では、「補助金額は、組合員が有価物回収を行うことにより生ずる収入総額から、支出総額を差し引いた不足金額」としており、第2項で、「収入総額は、回収した品目を問屋等へ売却した金額と、甲府市からの容器配置業務委託料」と定めている。

しかし、令和3年度の補助金は、要綱とは異なる有価物回収に関する協定書（以下「協定書」という。）第7条第1項による「取引単価」に基づき算定しており、この「取引単価」は実際の間屋売却金額より低額であったため、補助金の交付額が過大となり、市民に損害を与えるとともに、要綱に基づかない補助金の交付は、不当な支出と言わざるを得ない。

イ また、協定書第7条第2項では、「取引単価は、市場価格を反映し設定するものとし、原則として一年度間に2回の見直しを行う」と規定されているが、令和3年度の「取引単価」を改定する際に、資源物の市場価格を調査することを怠ったため、資源物の価格上昇分が「取引単価」に全く反映されていない。

ウ 甲府・峡東クリーンセンターにおける資源物の年間平均取引価格を参考にして、収入金額を再計算すると、今回の損害額は16,634,833円である。

##### (2) 措置要求

甲府市長は、甲府市資源回収協同組合（以下「組合」という。）に対して、補助金の返還を求めるべきである。組合から補助金が返還されなければ、最終・最高決裁者として甲府市長に対して重大な過失が認められるため、16,634,833円の損害賠償を求める。

#### 4 事実証明書（事実証明書の内容は省略）

- (1) 甲府市有価物回収事業補助金交付要綱
- (2) 有価物回収に関する協定書
- (3) 有価物回収事業補助金に係る取引単価表
- (4) 公文書不開示決定通知書
- (5) 甲府市有価物回収事業実績報告書
- (6) 有価物回収事業補助金の積算資料
- (7) 甲府市有価物回収事業補助金交付決定について（令和3年4月～令和3年7月）
- (8) 資源物契約結果一覧表（甲府・峡東クリーンセンター関係）
- (9) その他（新聞記事、インターネット掲載記事等）

#### 5 請求の要件審査

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、要件審査において一部補正の提出を求めた結果、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認められたので、令和4年10月5日付けでこれを受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

甲府市職員措置請求書及び事実証明書の内容から、監査の対象事項を次のように判断した。

請求人は、前述のとおり、甲府市が組合に対して交付した令和3年度甲府市有価物回収事業補助金の金額が過大であり、甲府市民に損害を与えていると主張している。

当該補助金は、概算払により3回に分けて交付され、その交付額は各々実績報告書に基づき精算行為が行われ金額を確定している。本件請求では、令和3年度に交付された補助金の全額56,831,363円に対して、過大交付の補助金部分があるとし、実績報告書が事実証明書として添付されていることから、当該交付額の確定を監査の対象行為とする請求であると推察される。

補助金の交付額の確定に係る行為について、平成14年11月27日仙台高等裁判所秋田支部の判決では、「補助金の額の確定は、前金払についてはもとより、概算払及び後払においても、普通地方公共団体内部における確認的な行為に過ぎないのであって、それ自体は法242条1項の違法若しくは不当な「公金の支出」には該当せず、その他の監査請求の対象となる「財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」にも当たらないから、監査請求の対象となる行為ではない」とされている。

一方、請求人は、不当な補助金の支出により過大交付された補助金の返還を求めていることから、財産（債権）の管理を怠る事実を対象行為とする請求と捉えることができる。

この場合、上述のとおり、請求人は、財務会計上の行為ではない補助金の交付額の確定について判断を求めていることから、いわゆる真正怠る事実該当することになり、住民監査請求の対象となる。

このようなことから、本件請求は、財産（債権）の管理を怠る事実を対象行為とする住民監査請求であると判断した。

## 2 監査対象部局

甲府市環境部環境対策室ごみ減量課を監査対象部局とした。

## 3 請求人からの証拠の提出及び陳述等

- (1) 令和4年10月17日付けで追加提出された証拠（内容は省略）を受領した。
- (2) 令和4年10月17日に請求人の陳述を実施した。

本件請求に対する請求人の陳述は、概ね次のとおりである。

ア 要綱には、第4第1項において、「補助金額は、収入総額から、支出総額を差し引いた不足金額とし、予算の範囲内で交付する」とあり、第2項において、「収入総額は、回収した品目を問屋等へ売却した金額と、甲府市からの容器配置業務委託料とし、支出総額は、自治会へ支払った金額と、甲府市が必要と認めた事業経費とする」とある。

今回問題にしているところは、実際に甲府市の補助金の交付について、実績表等を取り寄せて検証したところ、問屋に実際に売却した金額が収入とされず、甲府市が決めた単価を基に、回収量を掛けたものを収入金額として、補助金の算定がされていたことである。

イ 昨年アルミが高騰した。甲府市はアルミの価格は60円と決めており、補助金を算定する際は、単価60円掛ける回収量が収入金額になっている。しかし、環境部の方も、価格変動については注視をしていたということだから、価格の変動を知らなかったことはないと思う。実際に問屋に売却した金額が不明のまま、60円のアルミの価格で収入を計算し、補助金を交付している。

ウ 環境部の方には説明責任がある。資料の開示請求の中でも、アルミの単価を60円とした具体的な資料がどこにもなかった。計算の仕方が間違っているのではなく、要綱に基づいた収入金額が違うのである。なぜ、単価が60円になってしまったのか。それならば、要綱を改正して、「問屋への売却金額」ではなく、「甲府市が決めた金額」を収入金額とすると規定すべきではないか。

## 4 監査対象部局の見解

令和4年10月13日付けで監査対象部局から提出された監査資料及び令和4年10月17日に実施した監査対象部局の関係職員の陳述並びに令和4年10月27日に実施した監査会で関係職員への事情聴取を行った。

本件請求に対する監査対象部局の見解は、概ね次のとおりである。

(1) 有価物回収事業補助金の交付に係る要綱と協定書の関係について

要綱には、申請方法や交付の決定、実績報告などについて規定しているが、有価物回収に伴う回収対象物品などの具体的な規定がされていない。有価物回収を実施するのに必要な回収対象物品、物品の管理及び選別作業、有価物回収の責任及び取引単価など具体的な方法等を定めるために、甲府市と組合において協定書を取り交わしている。

この協定書は、要綱に基づく有価物回収の取組が実施できるように、具体的な計算方法等を定めたものであるもので、要綱と協定書の内容は異なっているものではない。

また、協定書で定めている「取引単価」については、実務的には「問屋売却単価」と「自治会買上単価」の2つの意味を持っているものとして取り扱っている。

取引単価の一つである「自治会買上単価」に「計量数値」を乗じたものを自治会買上額とし、もう一つの取引単価である「問屋売却単価」に「計量数値」を乗じたものを問屋売却額として取り扱っており、この「問屋売却額」と要綱第4第2項の「回収した品目を問屋等へ売却した金額」が同一のものであるとして、補助金額を算定していることから、甲府市有価物回収事業補助金は、要綱に基づいた支出である。

(2) 取引単価の見直しについて

令和3年度の取引単価については、継続的に市場価格の動向を見計らっていたところ、新型コロナウイルス感染症の影響により世界的なサプライチェーンの混乱による経済活動の混迷や、ロシアのウクライナ侵攻による物価変動など、国内外においてこれまでにない状況が続き、市場価格の先行きが非常に不透明であったことから、見直しのタイミングを逸してしまい、結果的に「取引単価」の見直しは1回となった。

(3) 損害額の算定について

損害額の算定において請求人は、甲府・峡東クリーンセンターにおける資源物の年間平均取引価格を参考としている。甲府・峡東クリーンセンターでは、搬入された資源物に手選別やプレス等の加工処理を行ったものが、1回当たりの入札時において多量に取り引きされている。

一方、自治会等の有価物回収で回収された有価物は、回収業者が加工することもなく、回収されたものを袋等に入れ、限られた量を問屋へ売却しているため、明らかに品質や取引量に差が生じていることから、甲府・峡東クリーンセンターの方が高値で取引されることになる。

したがって、品質や量が異なる資源物の取引価格を、一概に問屋売却単価に想定して計算した損害額については、積算根拠の妥当性を欠いている。

## 5 関係人調査

問屋における取引単価の変動状況を確認するため、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、令和4年11月2日付けで、甲府市有価物回収事業における有価物回収事業者が回収した有価物を売却している問屋等7者に対して、令和3年4月から令和4年

3月までの買上単価に関する調査の協力を依頼したところ、7者から回答があった。

### 第3 監査の結果及び監査委員の判断

#### 1 監査の視点

請求の要旨から、次の3点を視点として、監査を行った。

- (1) 補助金額の算定に用いる収入総額について、要綱第4第2項では、「収入総額は、回収した品目を問屋等へ売却した金額と、甲府市からの容器配置業務委託料」と定めている。一方で、協定書第7条第1項では、「物品の取引単価は、品目別に定める」ものとしており、令和3年度の補助金は、協定書の「取引単価」に基づき算定している。この「取引単価」により算定した補助金は、不当な支出となるのか。
- (2) 協定書第7条第2項では、「取引単価は、市場価格を反映し設定するものとし、原則として一年度間に2回の見直しを行う」と規定しているが、令和3年度の補助金算定に用いた「取引単価」は、どのような基準により設定したのか。  
また、令和3年度に取引単価の見直しは行ったのか。
- (3) 請求人は、「甲府・峡東クリーンセンターにおける資源物の年間平均取引価格を参考にして収入金額を再計算すると、今回の損害額は16,634,833円である」と主張しているが、この金額に妥当性はあるか。

#### 2 監査委員の判断

- (1) 有価物回収事業補助金の交付に係る要綱と協定書の関係について

##### ア 要綱及び協定書の規定

甲府市有価物回収事業補助金は、一般廃棄物の継続的な減量化と再資源化を促進するため、甲府市と回収に係る協定を締結している組合に対して、交付したものである。

甲府市は、補助金を交付するについて、必要な事項を要綱により定めている。

要綱第4は補助金の交付の決定等について規定しており、第1項には「補助金額は、組合員が有価物回収を行うことにより生ずる収入総額から、支出総額を差し引いた不足金額とし、予算の範囲内で交付する」とあり、第2項で「収入総額は、回収した品目を問屋等へ売却した金額と、甲府市からの容器配置業務委託料とし、支出総額は、自治会へ支払った金額と、甲府市が必要と認めた事務経費とする」と定めている。

一方、協定書第7条には、「物品の取引単価は、甲（甲府市）、乙（組合）及び甲府市自治会連合会の三者における協議を甲が取りまとめ、品目別に単価を定めるものとする」とある。

##### イ 補助金算定の実務

要綱には、申請方法や交付の決定、実績報告などについては規定されているが、有価物回収に伴う回収対象物品など具体的な規定がないことから、有価物回収の実

施に必要な回収対象物品、物品の管理及び選別作業、有価物回収の責任及び取引単価などの具体的な方法等を定めるために、協定書を取り交わしている。

補助金額の算定に用いる収入総額については、協定書で定めている「物品の取引単価」を用いて算出している。

この物品の取引単価には「問屋売却単価」と「自治会買上単価」の2種類の単価を設定しており、取引単価の一つである「自治会買上単価」に「計量数値」を乗じたものを自治会買上額とし、もう一つの取引単価である「問屋売却単価」に「計量数値」を乗じたものを問屋売却額として取り扱っている。

以上のことから、協定書は、事業を実施するに当たり要綱では規定されていない詳細な事項を定め、要綱に付随する取り決めや合意を示したものであると考えられる。

また、補助金の交付は、普通地方公共団体の裁量権が認められており、地域の自主的な集団回収として実施されている有価物回収事業において、回収事業者が回収した物品を任意の問屋へ売却していることから考えると、同じ品目でも複数の問屋との取引があり各単価が異なることなどにより、売却金額を把握する事務処理が非常に煩雑となることから、要綱で規定している「問屋等へ売却した金額」を、甲府市が決定した取引単価を用いて算出し、補助金の額を積算したことは、事務の効率化と負担軽減を図ったものであると認められ、この方法で算定した補助金が、不当な支出であるとは認められないと判断した。

しかし、要綱の文中には、「問屋等へ売却した金額」は何をもって算定するのか、また、取引単価はどのような方法で設定するのかなどの基準が規定されていない。加えて、自治会買上単価の設定基準のほか、補助対象とする事業内容、補助対象とする具体的な事業経費、及び概算払の期間ごとに事業実績報告書の提出を求めることなどが規定されていないので、要綱の整備において不備があることは指摘せざるを得ない。

## (2) 取引単価の見直しについて

監査対象部局は、令和3年4月23日付け環発第55号「有価物回収事業補助金に係る取引単価表の改定について(回答)」により、令和3年4月からの問屋売却単価を改定する旨を通知している。令和3年度において当該通知後に問屋売却単価の改定を行っていないことから、令和3年度の補助金の算定に用いた問屋売却単価は、表1のとおりである。

この取引単価の改定を行うに当たり、市場価格に係る資料の提出及び取引単価の設定基準について説明を求めたところ、監査対象部局からは、市場価格に係る資料は提出されたが、取引単価の設定基準についての回答を得ることはできなかった。

(表1)

品目	1 kg 当たりの 問屋売却単価	品目	1 kg 当たりの 問屋売却単価
新聞紙	7.0円	アルミ	60.0円
段ボール	5.0円	スチール缶	11.0円
雑誌	5.0円	鉄類	11.0円
布類	2.0円	自転車他	△18.0円
—	—	カレット	△10.0円

次に、協定書第7条第2項では、取引単価について「原則として一年度間に2回の見直しを行う」と規定されている点であるが、監査対象部局は、令和3年4月に取引単価を改定しただけであった。

このことから、実勢価格の変動状況を確認するため、有価物回収事業者が回収した有価物を売却している問屋等7者に対して、令和3年4月から令和4年3月までの各月の1日及び15日時点での買上単価の調査を依頼した。結果は、表2のとおりである。

なお、表2には各品目の令和3年4月と10月並びに令和4年3月の各月の平均単価のみを記載する。

(表2)

品目	問屋における1 kg 当たりの実勢価格の概要		
	4月の平均単価	10月の平均単価	3月の平均単価
新聞紙	6.7円	7.7円	7.7円
段ボール	5.7円	8.3円	8.7円
雑誌	3.7円	3.8円	3.8円
布類	0.3円	0.3円	0.3円
アルミ(缶)	98.5円	163.3円	179.3円
スチール缶	22.0円	31.5円	39.5円
鉄類	28.5円	38.0円	46.0円
自転車他	3.0円	9.0円	12.0円
カレット	△11.0円	△11.0円	△11.0円

この調査結果により、令和3年4月と10月並びに令和4年3月の実勢価格の動向をみると、1年の間に問屋における買上単価が大きく変動していることは明らかであり、監査対象部局においても「新型コロナウイルス感染症の影響により世界的なサプライチェーンの混乱による経済活動の混迷や、ロシアのウクライナ侵攻による物価変動など、国内外においてこれまでにない状況が続き」と価格変動を認識し

ていたと考えられることから、監査対象部局は、取引単価の見直し手続きを怠っていたと言わざるを得ない。

しかし、前述のとおり取引単価の設定基準が明文化されていないことから、実勢価格と設定された取引単価との関連性や整合性を見極めることは不可能であり、補助金額の積算に用いる問屋売却金額に当たる適正な取引単価を特定することができないため、補助金の額の算出もできないと判断した。

### (3) 損害額の算定について

請求人が損害額の算定に当たり参考にした甲府・峡東クリーンセンターにおける資源物の年間平均取引価格は、甲府・峡東クリーンセンターが契約を締結した売却単価であるから、その単価を用いて算出した金額を収入金額として補助金額を積算し、既に交付した補助金額との差分をもって甲府市民への損害額とすることは適当でない。

よって、請求人が主張する甲府市民に 16,634,833 円の損害を与えているとは、認められないと判断した。

## 第4 結論

監査の結果、甲府市有価物回収事業補助金の交付に当たり不適切な事務処理が確認されたことから、本件請求には一部理由があると認められるので、地方自治法第242条第5項の規定により、次のとおり勧告する。

### 勸 告

甲府市長は、甲府市有価物回収事業補助金を交付するについて、事務手続きを精査する中で、要綱の不備や不適切な事務処理の是正を行うなど、必要な措置を講ずること。

なお、本勧告に対する措置の期限は、令和5年3月31日までとする。